

令和4年(ワ)第70号 妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

## 準備書面 (8)

令和6年 6月 24日

山口地方裁判所岩国支部 御中

被告代理人弁護士 中 村



同 田 畑 元



同 山 本



同 古 本 武



同 石 森 雄 一



第1 本訴前の仮処分決定取消事件(平成24年(モ)第36号)での和解の効力について

1 一般論として仮処分事件で一挙に終局的和解をすることはあり得る。原告は、その当たり前のことと繰々述べるに過ぎない。

被告が指摘するのは当該和解が終局的解決を約したものではないことである。

2 当該和解は、本件公有水面につき、①埋立免許が取り消し、失効確認判決確定、不許可処分がされた場合は原告は仮処分申し立てを取り下げる。②有効な免許に基づき適法に工事を再開したときは被告を含む被申立人は本件仮処分決定主文1項の不作為義務を負うことを確認する。と共に、③上記①②以外の過渡期に於いて、本件仮処分決定主文1項の「債権者の同水面に対する使用」、「船舶を進入」させること、「債権者の同水面に対する使用を妨害する一切の行為」の文言の意味「を確認する」限りの和解であることは文言・体裁上明らかである。

そして、「債権者の同水面に対する使用」とは、要するに、最後に「同水面の管理・保全に必要な行為に限られる」と纏められているところであり、「本件公有水面に於ける地質…に関する調査」も「同水面の管理・保全に必要な行為」「に限られる」意味である。

上記②有効な免許に基づき適法に工事を再開したときは被告を含む被申立人は本件仮処分決定主文1項の不作為義務を負うことと確認する和解条項がある以上、「同水面の管理・保全に必要な行為」に、埋立工事に必要な地質調査が仮にあるとしてもそれすら含まないことは明らかである。

しかも、海上ボーリング調査は埋立工事よりさらに先の、原子炉設置許可を得るための調査である。埋立工事そのものに海上ボーリング調査など必要ない。原告も海上ボーリング「調査は、原告が、…新規制基準…等の制定及び改正の状況、原子力規制委員会による…審査状況を注視し…検討を続ける中で…発電所敷地内の断層の活動性評価については万全のデータ

を揃える必要があることから、実施を決定したもの」（原告準備書面1の第3の3第1段落。7頁）で、埋立工事とも別目的であることを否定しない。しかも、平成26年当時、海上ボーリング調査など予定されておらず（原告は平成28年6月29日の新規制基準の策定及びその後の改正の状況や原子力規制委員会による審査状況を注視し検討を続ける中で実施を決定したもので、「このため、原子力規制委員会との間で、相談、協議を行い、指示を受けた事実はなく、「原告が独自の判断で行おうとする調査に過ぎない。」（同上）と述べる。）、平成26年当時に、当事者間で海上ボーリング調査への妨害の禁止を約した認識があろうはずはない。

結局、「同水面の管理・保全に必要な行為」として想定できるのは、当時すでに設置されていた仮桟橋などの施設のメンテナンス工事ぐらいであり、さらに「同水面の管理・保全に必要な」「地質…に関する調査」となるとどのようなものがあるかは一層、想定し難いところであり、実は特に意味もなく「地質、水温、流況」と言葉を並べたと思われるが、せいぜい、仮桟橋などの施設のメンテナンス工事に万々が一、地質調査が必要な場合に備え記されたぐらいしか考えられない。

## 第2 改めて原告に釈明を求めること

1 原告は令和6年4月8日付準備書面5「第2 求釈明事項に対する回答」において、

- (1) 原告が海上ボーリング調査を試みたのが令和元年（2019年11月）以降であり本訴提起も令和4年（2022年）10月25日であったこと
- (2) その一方で使用済み核燃料の中間貯蔵施設の設置に係る調査・検討について公表したのは令和5年（2023年）8月であるとして、その時系列から原告が試みようとしている海上ボーリング調査と中間貯蔵施設の設置に係る調査とは何らの関連性がないことを主張し、被告の

求釈明に回答しない姿勢を示している。

2 しかし、日本国内で現在稼働している使用済み核燃料の中間貯蔵施設は僅か1か所しかなく、同施設の設置は原子力発電所の設置と同様に原告の会社組織単体で決められるものではなく、関係自治体との意見調整なくしてその「設置に係る調査・検討」を軽々しく公表できないものであることは明らかである。

原告は、社内で長期間にわたり中間貯蔵施設の設置を検討していたはずである。

これは、原告の「中間貯蔵施設の設置に係る調査・検討」を公表したと同時に上関町長が同調査・検討に前向きな姿勢を直ちに公表していること、及び同中間貯蔵施設が原告単体の事業ではなく関西電力との共同事業となる予定である旨が公表されていることからも容易に推察できる事情である。

よって、少なくとも原告が海上ボーリング調査を試みた令和元年時点では、原告の会社内部において中間貯蔵施設の設置計画は存在していたと見るべきであり、同海上ボーリング調査が中間貯蔵施設の設置と関連性は十二分に疑われる状況である。

3 また、仮に、原告が海上ボーリング調査を試みた令和元年時点で同調査に「使用済み核燃料の中間貯蔵施設の設置」の目的がなかったとしても、現時点で同海上ボーリング調査の主たる目的が「同中間貯蔵施設の設置」にあるのであれば、平成12年漁業補償契約（乙13）に違反することは明白である。

4 以上より、原告は令和5年9月7日付被告準備書面（2）、及び令和6年1月22日付被告準備書面（5）における求釈明に誠実に応じるべきである。

以上